大阪府精神障がい者 社会生活適応訓練事業について

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ



©2014 大阪府もずやん

精神障がい者社会生活適応訓練事業(以下「社適」)とは

精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、 企業などでの仕事を通じて、社会参加や就労に向けた訓練を 行うことができる事業です。(原則6ヶ月、最長2年間)

訓練を受けることができる方

次の3つを満たす方が対象です。

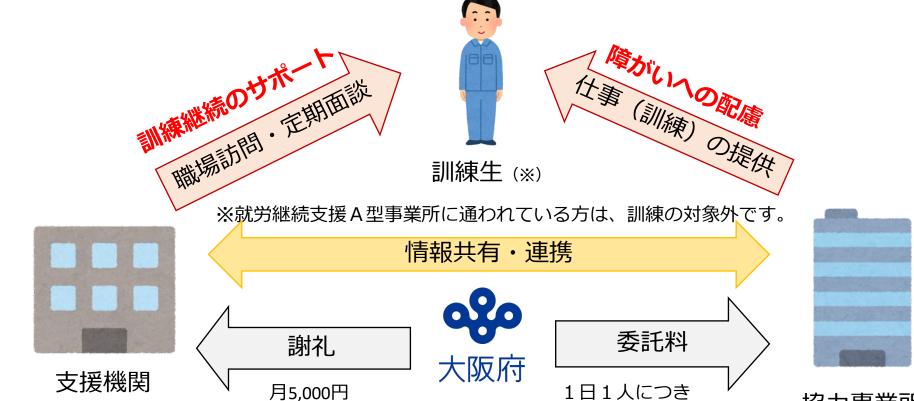
- 大阪府内(大阪市、堺市除く)にお住まいの方
- 精神科、心療内科等の医療機関に通院中の方
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている方または自立支援医療が適応されている方

社適の訓練システム

障がい福祉サービス事業所 障害者就業・生活支援センター

地域活動支援センター

デイケア、クリニックなど



精神障がい者の訓練受入れに 理解がある事業所

・訓練4H未満:1,000円 ・訓練4H以上:2,000円 協力事業所

訓練の流れ【2つのコース】

- 訓練は、下記コースいずれも、原則6ヶ月間(※)
- 訓練期間を延長する場合は、その可否についての審査あり
- 両方のコースで訓練を行うと、最長2年間の訓練が可能
 - ※社会参加コースは、3ヶ月間の訓練から始めることが可能

病院やデイケアなどに通い つつ、社会に出る一歩を踏 み出したい!

社会参加コース

週1日、1日3時間から訓練可能

「訓練を受けることができる方」全てを対象としたコースで、就労準備のためだけでなく、本人の生きがいや経験の幅を広げる機会とすることができます。

就労準備コース

週3日、1日4時間から訓練可能

1週間以上の職場実習の経験がある方や、3ヶ月以上障がい福祉サービス事業所などへ通っている方が対象で、就労準備性を高めることができます。

就労継続支援事業所などに 通いつつ、就職をめざした い!

最長1年

訓練の例

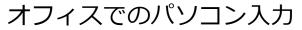






倉庫内の商品整理







リネン交換

本人の状態に合わせた訓練ができる

本人の体調等に合わせた訓練日数や訓練時間の設定が可能です(週1日・ 3時間から)。

就労準備のためだけでなく、本人の生きがいや経験の幅を広げる機会とすることができます。

訓練生の声

朝早く起きて、夜寝ることが習慣になりました。昼間に体を動かすことで、幻聴などの症状が軽くなったように感じます。

社会に出る前に、自分が本当にやっていけるのかを確かめたり、失敗できる機会を得られたことで、自信がつきました。

今は清掃の仕事に就いています。 訓練を通して学んだ清掃の技術が とても役に立っています。 今まではつい無理をしてしまい、しん どくなっていました。訓練を通して、 自分のペース配分を考えながら働ける ようになりました。

長い訓練期間

通常の職場実習は...

実習期間が1,2週間であることが多く、病状の波やその対処法を理解することが難しい。

社適は...

長期間(原則6ヶ月間、最長2年間)の訓練が可能

【訓練生・支援機関にとっては】

長期的かつ実践的な訓練環境で、生活リズムを整えたり、様々な経験を積んだりすることで、本人の障がいや病状、体調の波に応じた対処法の理解を深めることができます。

【協力事業所にとっては】

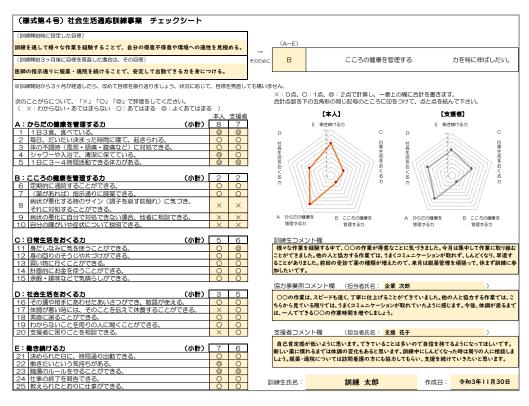
精神障がいのある方を雇用するにあたり必要な配慮や対処などへの理解を、 少しずつ深めることができます。

「チェックシート」により期待される訓練効果 (支援機関・企業からのフィードバック)

訓練中は「社会生活適応訓練事業 チェックシート」を毎月作成

訓練生の目標、現状や課題 について、訓練生・支援機 関・協力事業所・ケース検 討会議・大阪府で共有

どのように訓練を続けていくか、どのような支援・サポートを続けていくかを都度確認し、訓練効果を高め、訓練生の目標の達成に繋げる。



社会生活適応訓練事業 チェックシート

ケース検討会議のスーパーバイズ機能

ケース検討会議の委員

- 精神科医師
- 障害者就業・生活支援センター
- こころの健康総合センター
- 大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 上席調査役

訓練開始の可否だけでなく、**訓練の進め方、支援のポイント、 注意すべきこと等のアドバイスを受けることができます。**

利用実績

直近5年間の利用実績

年度	訓練生数	訓練受入 協力事業所数	修了者数	うち就職者数 (就職率)	
R1	22名	14か所	15名	5名(33%)	
R2	21名	15か所	15名	6名(40%)	
R3	10名	6 か所	7名	3名(43%)	
R4	18名	16か所	16名	4名 (25%)	
R5	17名	15か所	9名	2名(22%)	
R6	13名	11か所	8名	2名(25%)	

※令和6年11月時点

よくある質問

Q 1

障がい福祉サービスを利用しながら訓練を受けることは可能ですか。

A 1

可能です。

支援機関へは、訓練生への支援(協力事業所への訪問、自事業所内での面談等)に対し、大阪府から謝礼(月5,000円)を支払います。

就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所が支援機関として訓練生の支援をされる場合、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(令和6年3月29日付障障発0330第2号)の2(1)に規定される要件を満たしていれば、本事業の訓練に係る支援を「施設外支援」として基本報酬の算定に含めることができます。

ただし、その場合、本事業の訓練に係る支援機関への謝礼については受け取ることができません(請求できるのはどちらか一方のみです。)。 なお、就労継続支援A型事業所に通われている方は本事業の対象外です。

よくある質問

- Q2 訓練費用はかかりますか?
- A2 かかりません。 ただし、訓練場所へ通うための交通費や昼食代などは自己負担です。
- Q3 訓練中に事故や怪我があったら?
- A3 全ての訓練生に対し、傷害保険・損害賠償保険に加入しています。

協力事業所への登録の流れ

「協力事業所登録申請書」を大阪府へ提出

-

大阪府にて提出書類の確認



承認/不承認の決定



承認の場合

協力事業所の登録完了

協力事業所の登録後、初めて訓練生を受け入れていただく際に、 大阪府が現地確認に伺います。

訓練開始までの流れ

	訓練開始前々月の 10日まで	→	訓練開始前月の 第2金曜日まで	→	訓練開始前月の 20日頃	
訓練希望者	① 支援機関に訓練の 希望を伝える	→	⑤ 協力事業所の見学			大阪府が 訓練実施を 承認したら
支援機関	② 訓練希望者と訓練 意向の確認③ 大阪府へ連絡	→	⑤ 協力事業所の見学⑥ 必要書類を取りまとめ、大阪府へ提出	→	⑧ ケース検討会議 に参加(オンラ イン)	訓練 スタート!
協力事業所	訓練希望先の企業が協力 事業所に登録されていな い場合は、並行して協力 事業所への登録を行う	→	⑤ 見学の受入れ ※協力事業所の登録後、初めて 訓練を受入れる場合は大阪府が 現地確認に伺います			
大阪府			④ 支援機関・訓練先 企業間の訓練生受 入れに向けた調整⑦ 提出書類の内容に ついて支援機関へ ヒアリング	→	ケース検討会議 で意見を聞き、 訓練開始の承認 /不承認の決定	

訓練開始にあたり必要な書類

【訓練申請時】

申請者(本人)	支援機関	協力事業所	主治医等
社会生活適応訓練申請書	支援機関の意見書	府暴力団排除条例に係る誓約書「社会生活適応訓練申請書」に 訓練生受入承諾の旨記載	主治医等の意見書
社	-		

支援機関が取りまとめ、大阪府へ提出

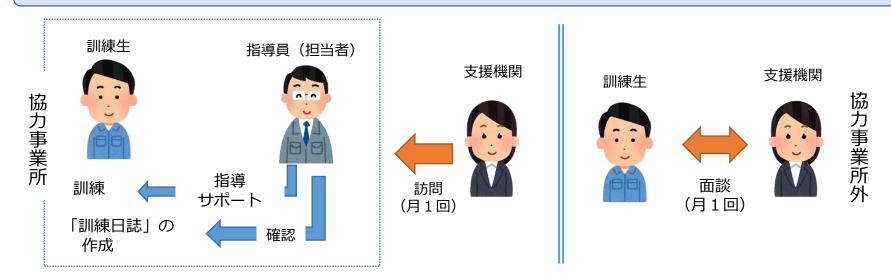
【訓練開始決定後】

支援機関	協力事業所
・債権債務者登録依頼書 (謝礼振込口座の登録)	社会生活適応訓練委託契約書個人情報の取り扱いに係る作業責任者届出書債権債務者登録依頼書(委託料振込口座の登録)

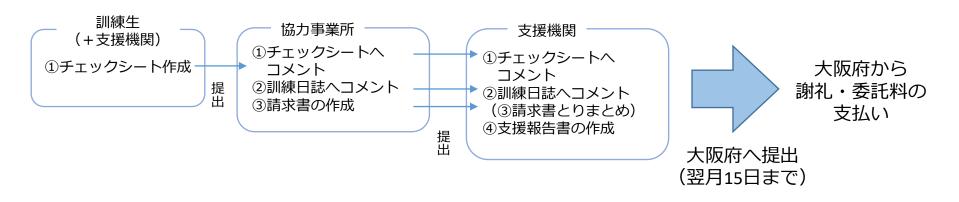
各々から大阪府へ提出

毎月の訓練の流れ・提出書類等

訓練中



月末



問合せ先

社適の訓練を 利用したい! 協力事業所に 登録したい!

などなど...

社適に興味を持っていただきましたら、 ぜひお気軽にお問い合わせください!

(事務局)

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ 0.0 8.0 march

©2014 大阪府もずやん

電話:06-6944-9177

FAX: 06-6942-7125

HP: https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syateki.html

、 大阪府 社適